総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和6年10月16日(水曜日) 午前9時30分~午前11時05分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 山 委員長 中佳子 山 下 安 憲 副委員長 竹 昌 治 委 員 出 隆 委 員 畄 Ш 杉 武 志 山 委 員 村田 弘 司 委 員 三 善 和幸 石 井 委 員 庸 平 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員

荒山光広議長

6 出席した事務局職員

岡 﨑 基 代 議会事務局長 石 田 淳 司 議会事務局議事調査班長 寺 埜 真 輔 議会事務局庶務班長

7 説明のため出席した者の職氏名

志 賀 雅彦副 市 長 佐々木 昭 治 総務企画部長 市 村 祥 二 建設農林部長 河 村 充 展 観光商工部長 忍 上下水道局長 古屋敦 子 総務企画部次長 早 田 中 村 壽 志 建設農林部次長 福 田 泰 嗣 秋芳総合支所長 竹 田 韹 也 観光政策課長 西村 明 久 監査委員事務局長 昌 展 施 設 課 長 長 田 直 美 管理業務課長 吉 村

8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

〇委員長(山中佳子君) ただいまより、総務企業委員会を開会します。

議長、報告事項などありましたらお願いします。

- ○議長(荒山光広君) 特にございません。よろしくお願いします。
- **〇委員長(山中佳子君)** 本会議において、本委員会に付託された市長提出議案3件 について審査しますので、御協力をお願いいたします。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められるようお願いします。 特別会計決算の認定議案の審査については、議案の説明、質疑の後、必要であれ ば市長に出席いただき総括質疑を行い、その後、討論・採決を行うこととします。

なお、竹岡委員におかれましては、特別会計決算について、監査委員として決算 審査意見書を提出されておられます。また、美祢市議会議員申合せ事項により議員 から選出された監査委員は、質疑・意見を控えていただくこととなっておりますの で、御配慮お願いいたします。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第91号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。吉村施設課長。

○施設課長(吉村昌展君) それでは説明します。

主要施策成果報告書は25ページ、各会計歳入歳出決算書は19ページから、各会計決算附属書は143ページからになります。

この事業は、秋吉台・秋芳洞の自然保護と地域の環境衛生向上を目的として、昭和48年度から秋吉台広谷地区を対象に、秋吉地域し尿処理施設の供用を開始しています。

現在、秋吉地域し尿処理施設が老朽化していることから、秋吉広谷浄化センター 整備事業を計画的に進めています。

最初に歳出ですが、主要施策成果報告書の25ページを御覧ください。

下の表になります。

イ歳出についてであります。

1環境衛生事業費では、令和5年度の決算額は2,624万6,000円、2公債費では、 決算額45万7,000円、3予備費では、決算額0円で、歳出の合計は2,670万3,000円 となり、前年度と比較して5,857万9,000円の減であります。 これは、秋吉広谷浄化センター整備事業において、委託料5,400万円を令和6年 度に繰越したことにより減となっています。

次に、各会計決算附属書の149ページを御覧ください。

主な支出として、上から16行目中段辺りになりますが、2目施設整備費・21補償補填及び賠償金として295万9,735円を支出しています。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業において支障となる電柱移転の補償金であります。

次に、下から7行目になりますが、1目処理場管理費・10需用費として483万 1,550円を支出しています。

これは、光熱水費や修繕料であります。

次に、下から5行目になりますが、1目処理場管理費・13委託料として867万 9,774円を支出しています。

これは、秋吉地域し尿処理施設など施設の維持管理をするための委託料であり、 秋吉地域環境衛生施設維持管理業務などの7業務を実施したことによるものです。

次に、歳入ですが、主要施策成果報告書の25ページを御覧ください。

中ほどの表になります。

ア歳入についてであります。

1分担金及び負担金について、令和5年度の決算額は0円、2使用料及び手数料について、決算額は399万2,000円で、前年度と比較して、決算額では27万8,000円の増、増減率は7.5%の増であります。

3国庫支出金について、予算現額2,900万円に対し、決算額は0円であります。

この国庫支出金は、秋吉広谷浄化センター整備事業に係る国の補助金であり、先ほど歳出で説明しましたとおり、委託料を令和6年度に繰越したことによるものです。

4 繰入金について、決算額が1,604万円で、前年度と比較して、決算額は324万 8,000円の減、増減率は16.8%の減であります。

この理由は、前年度と比較して、歳出総額の減少に伴い、一般会計からの繰入金も減となったものであります。

5 諸収入について、決算額は377万1,000円で、前年度と比較して、決算額では 377万1,000円の増であります。 これは、令和4年度の消費税還付金であります。

6 市債について、決算額は290万円で、前年度と比較して、決算額は3,060万円の減、増減率は91.3%の減であります。

この市債は、秋吉広谷浄化センター整備事業に係るもので、委託料を令和6年度 に繰越したことによるものです。

以上のことから、歳入の合計は2,670万3,000円であります。 説明は以上です。

〇委員長(山中佳子君) 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案について、市長に出席いただき総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。(発言する者あり)分かりました。それでは、総括質疑は行わないこととします。

それでは、議案第91号に対する討論を行います。御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決します。本案について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(山中佳子君) 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第94号令和6年度美祢市観光事業会計補正予算(第4号)を議題とします。執行部より説明を求めます。竹田観光政策課長。

○観光政策課長(竹田龍也君) それでは、御説明申し上げます。

このたびの補正は、美祢市観光協会が実施する秋吉台エリアの再生に伴う宿泊施設誘致支援事業に関するものです。

具体的には、秋吉台上にあります旧秋芳ロイヤルホテル秋芳館に新たな宿泊事業者を誘致するために必要な支援を行うものであり、支援に係る債務負担行為の期間及び限度額を設定するものであります。

第2条債務負担行為について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

秋吉台エリアの再生に伴う宿泊施設誘致支援事業補助金の限度額を4億円とし、 期間を令和7年度から令和9年度までの3年間とするものであります。

説明は以上でございます。

〇委員長(山中佳子君) 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山中佳子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決します。本案について、原案のとおり決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(山中佳子君) 御異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについてを議題とします。

本議案は、会期中、前2回の委員会から引き続きの審査となります。竹岡委員。

○委員(竹岡昌治君) 本議案につきまして、休会中といいますか、継続の間、ちょっと整理をしてみました。

そこで、委員長にお願いがありますので申し上げてもよろしいでしょうか。

これまでの執行部から工期延長について天候不良、工事請負契約第21条の適用でございますが、それのことと、それから実施設計が原因と説明がなされました。実施設計の成果品を受理したから、責任は執行部にあるという答弁もありましたが、私はこの図面修正と2つの原因によって63日間工期延長すると説明を受けたわけでありますが、その後、委員会としても議論を重ねていく過程で、御承知のように、委員会は継続審査という形になりました。

そこで、私なりに調査・整理をしましたことを申し上げたいと思いますが、3つ

ございます。

1つは、これは全国どこでもだろうと思うんですが、契約主義だと思っています。 したがって、1番目の工事業者と工事請負契約をどのようにやってるのかというの をちょっと調べてみました。

そうしますと、工事延長並びに請負金額の変更ができるのは、第17条設計図書不適合の場合、改造等の義務及び破壊検査等があるためにということが1つ、それから、今回これは適用できません。第19条の設計図書の変更、あるいは21条天候の不良、今回はこの21条の天候の不良ということが原因であったというふうに思っております。

2番目に、設計事務所と実施設計業務契約をされております。この中の第38条契約不適合責任を問うことができると、いわゆるこのたびに扉の問題が端を発して、 それで長引いたと、こういう説明でございました。

しかしながら、私は受注者に対して成果品の補修、または代替物の引渡しによる履行の追完と書いてありましたが請求できると――請求することができると書いてあります。当然、協議をされたんだろうと思いますが、それで31日も延びるというようなことはあり得ない。前回の委員会のときに、昨年の10月にこのことが分かったということでございます。したがって、これは設計事務所のほうにも大きな問題があるんじゃないかという気がいたします。

それから3番目が、工事監理業務契約というものを結んでおられます。

第2条の指示及び協議は書面主義ということになっております。したがって、口頭では――ロ頭でやった場合は7日以内に書面でやりとりをすると、こういうことですから、何らかのものが残っておるというふうに思います。で、19条の2の中に、期間の延長または短縮ができると書いてあります。この場合、第17条受注者の請求による委託期間の延長が可能だと、こういうふうに書いてあります。

今回の工事会社よりの工事延期について示されましたが、工事管理者から、これ、 議会は要求しておりませんでしたが、書面で請求を出すということになっておりま す。そういうことがどうなのかこうなのか分かりません。

したがって、この3つの問題からしますと、工事延長の原因は、私は、設計会社 並びに工事監理会社の責任は大きいというふうに思っております。これらが全て重 なった上で、生コンを打つときも多少悪天候だということでも踏み切ったというふ うに思っております。

しかし、原因はやっぱり業者、設計――設計業者とそれから監理業務をやってる 会社ですね、これは当初に、期間を守れということが書いてあります。したがって、 私は、この2社の責任は大きなものがあるというふうに思っております。

議会は、これ以上の原因者との交渉というのはできません、議会は。審議はできますが、できません。したがって、私は、本委員会は工事請負契約に基づく、いわゆる工事が2か月延びたこの工事請負契約に基づく議案審議を粛々とやっていくべきだというふうに感じました。

そこで、執行部に対して、2社に対して、我々が手が届かない交渉事はぜひ執行 部のほうで責任追及等、私は委ねていきたいとこのように思っております。

なお、その後の処置、適正な処置をしていただきたいと思いますが、その完了後、 議会に報告をいただきたい、こう思っております。しかしながら、これを待ってお くわけにはいきませんので、交渉事ですから、今から相当の時間がかかるだろうと 思います。

したがって、先ほど申し上げました工事請負契約、いわゆる契約主義ですから、 これに基づいた結論を出すしか、私はないなというふうに思います。

そこで、委員長におかれまして、ちょっと休憩なり取っていただいて、このこと について、ちょっとしかるべき処置を取っていただきたいなとこのように希望いた します。

以上です。

○委員長(山中佳子君) ここで、暫時休憩いたします。

午前9時48分休憩

午前10時58分再開

〇委員長(山中佳子君) 休憩前に続き、委員会を開きます。

先ほど、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更する ことについてに対し、村田委員、石井委員、三善委員から附帯決議案が提出されま した。

それでは、附帯決議案を読み上げます。

議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することにつ

いてに関する附帯決議案、上記の附帯決議案を下記のとおり提出します。

記 執行部におかれては、美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することに至った調査を行い、状況に応じた措置を取られるとともに、その結果を委員会に報告するよう求める。

本附帯決議案については、後ほど採決することとします。

その他、議案第86号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。杉山委員。

- ○委員(杉山武志君) 先ほどお話のありました附帯決議案ですが、こちらには、契約の責任について述べられておると思うんですが、今回、工期の延伸になった1つの理由として、契約書に定める第21条天候の不良を理由とする工期の延伸事例が近年散見されることから、これも文面の中に入れていただくということはできないのかなと、ここもちょっと抑えていただかないと賛成がしにくいなという思いがして、反対意見を述べます。
- 〇委員長(山中佳子君) 竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 私が提案理由、継続審査にしたらどうかというようなニュアンスの発言をしたんですが、そのときに、21条について申し上げようと思ったら抜かしております。近年、安易に運用されてるということは、監査部も承知しております。

したがって、この辺は監査の立場からちょっと申し上げたいと思いますが、今、 杉山委員がおっしゃったことについては、監査も前々からそういうふうに認識して おりますので、執行部に対してですね、この辺もきちんと監査としてやらせていた だきたいとこのように思っております。

以上です。

- **〇委員長(山中佳子君)** そのほかに御意見はございませんでしょうか。山下副委員 長。
- **○副委員長(山下安憲君)** 私は、議案第86号に反対の立場で、市民目線で意見を述べさせていただきます。

このたびの工期延長の原因は、工期請負契約第99条の設計図書の変更及び第21条

の天候不良に――を適用するものだと聞いています。これによる追加費用が765万300円なのですが、設計ミスと雨によるコンクリート打設不能による損害というのは、果たして美祢市側の全額負担にするべきものなのでしょうか。

765万300円は市民の皆さんから頂いた税金です。このような事例を毎回許せば、 工事入札は安く上げて、後で追加工事すれば、美祢市はお金をくれるとの悪いイメ ージをつけることになり、業者は公正な入札もできませんし、その都度、市税が投 入されるのでは、市民も納得いかないと思います。

以上、私の意見とさせていただきます。

○委員長(山中佳子君) そのほかに御意見ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。本案について、原案のとおり決することに 御異議ありませんか――本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手 を求めます。

[賛成者举手]

〇委員長(山中佳子君) 挙手多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり 可決されました。

次に、先ほど提出されました議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについてに対する附帯決議案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本附帯決議案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、附帯決議――本附帯決議案を採決します。美祢市秋芳総合支所外建設 工事の請負契約の一部を変更することについてに対し、附帯決議案を付することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山中佳子君) 御異議なしと認めます。よって、議案第86号に対する附帯

決議案を付することに決しました。

以上で、本会議で本委員会に付託された議案3件について審査を終了しました。 その他、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら発言をお願いしま す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(山中佳子君) ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時05分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月16日

総務企業委員長